

第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項

甲及び乙は、第三者を従事させる場合等の届出に関し、次の特約条項を定める。

(第三者を従事させる場合の届出)

- 第1条 乙は、契約の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 乙は、第三者（乙を除く契約の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）で定めるところにより、あらかじめ、甲に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務に従事させる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して甲に届け出るものとする。

(写しの送付)

- 第2条 甲は、前条の規定により乙から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを乙に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 第3条 乙は、契約の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、当該契約に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で甲が乙に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者を従事させる場合には、前条の規定により甲から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 乙は、第1条の規定により第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前3項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

- 第4条 乙は、本特約条項に従い第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

第三者を従事させる場合の届出書

年 月 日

殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

下記契約に関して、第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項第 1 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
品 名 ・ 数 量

届 出 表

番号	会社名(事業者名)	代表者名	住所・電話番号	業務範囲

注 1 : 業務範囲については、いずれの会社(事業者)の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。

注 2 : 追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式により届け出ること。この場合、「届出表(追加)」と記入すること。

納入先部隊等において作業する場合の作業従事者名簿届出書

年 月 日

殿

住 所
 会 社 名
 代表者名 印

下記契約に関して、第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項第3条の規定に基づき、下記及び別紙のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認証(契約)番号・年月日
 品 名 ・ 数 量

作業従事者名簿

番号	会社名 (事業者名)	氏 名

注1: 契約相手方の正社員の外、第三者を従事させる場合には、甲から送付のあった「第三者を従事させる場合の届出書」の写しを添付すること。

注2: 作業従事者の追加があった場合には、速やかにその旨を本様式により甲に届け出ること。この場合、「作業従事者名簿 (追加)」と記入すること。

作業従事者管理日報

(会社名) 年 月 日

氏 名	作 業 内 容	
	予 定	実 績

注1：作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は作業確認者が記入する。

注2：本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

印